

わたしたちの生活と

市町村合併

シリーズ

②5

富士見町の合併についての意思を問う
住民投票の実施に向けて その5

18歳以上（昭和61年4月1日以前生れまで）のあなたが投票できます。
投票時間 午前7時から午後8時まで【期日前投票は12月3日(水)からです】

富士見町の合併についての意思を問う住民投票の投票日は、12月7日(日)です。

この住民投票は、町の将来を見据え、合併するか、しないのかを町民のみなさんが選択するものです。富士見町の将来を決める大変重要な投票ですので、必ず投票しましょう。

この住民投票は投票率が50%に満たない場合は、成立しません。ぜひとも投票に参加して、あなたの声をお届けください。

投票用紙の書き方

富士見町が、岡谷市・下諏訪町・諏訪市・茅野市・原村の5市町村との合併に賛成か反対かの二者択一となります。

富士見町の合併についての
意思を問う住民投票

町長印

注 意

一、合併に賛成のときは賛成欄に、合併に反対のときは反対欄に、○の印を押してください。

二、両方の欄に○の印を押したり、○印以外の事項を記入したりすると、投票は無効になります。

はんたい 反対	さんせい 賛成
------------	------------

合併に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、みなさんが選ぶ選択肢に、○印を押して投票箱に入れてください。

期日前投票

— 投票しやすくなりました —

公職選挙法の一部が改正され、新たに「期日前投票制度」が創設されました。この制度により、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要となり、投票用紙を直接投票箱に入れることができるため、投票がしやすくなります。

投票日に、仕事や旅行、レジャ―、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の理由で投票所へいけない人は、富士見町役場4階で期日前投票を行うことができます。

■期日前投票のできる期間

12月3日(水)～12月6日(土)
午前8時30分～午後8時

■期日前投票所の場所

富士見町役場 4階

※入場券がなくても投票できます。
※印鑑はいりません。



(次ページに続く)